

十九八七	六	五	四	三	二	一	〇
初利発発	振額最	發	用振	の法發号名	向基年	財	○
期率行行	替低	行	等替	條律行稱	けづ	個	財
利価日	單額	額	法	項及の	平國	務人	務
子格	面金		の適	び根	成債	省令	省告
				そ拠	及	二の	告示
				記	び	十發成	示第
					そ	五年	国債第
					記	行二十	百
平年額	平整記	振	一七額機適下	（社）九二の施東年個	四年件	五八發	三
成〇面成數載替	萬萬面	用	（平債條十確策日）人	月等	五年號	行四十	
二・金二倍又法	円金は	振成	保本（向	財九月	三月三	等十四	
十〇額十のはの	額日受替	、第三株	年に実大利	務日次	月第	四等に	号
五五百五金記規	で本け法	四年式項	震三利	大	十	四	関
年パ円年額録定	百銀る	三年等	災十付	臣	五	条	する
九 に三にはに	四行もと法	律する	付十三國	と	日	第	する
月セつ月よ、よ	十とのい律	たるか回	庫債券	お	り	省	
十ンき十る最る	九すとう第	百別ための	（太郎	告	に	四令	
五ト百五も低振	億るし。七	七措復	（固定	示	行項	（	
日円日の額替	千。、）十	号置必興	・三	す	しの	の平	
を支	五その五す	（法要の		る	た規	成十	
払期	百の規号る	第へなた定		。個定	た定	人四	
	三十振定。法	六平財め					
	十替の以律	十成源の					

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

$$\begin{array}{r} \text{額面金額} \\ \times \\ \hline 0.05 \\ \hline 1 \\ \times \\ \hline 100 \\ \hline 2 \end{array}$$

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100} \times 2$  - 受入経過利子に相当する金額) に相当する金額は、収入総額利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に田未満の端数が

生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令へ平成十四年財務省令第六十八号（第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄について同じく）次号において同じくは

額面金額 × 0.05  
100

初期利子支払期の6カ月前の日から発行日までの日数

(二) 平成二十六年九月十五日以

額面金額 + 経過利息に相当する金額 - 利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100} \times 2$

十七 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向  
け国債を有する者（相続税法（昭  
和二十五年法律第七十三号）第二  
十一条の四第一項に規定する特別  
障害者扶養信託契約の受益者を含  
む。）が、死亡したときにはその  
相続人が、又はその居住する市町  
村（特別区を含み、地方自治法（  
昭和二十二年法律第六十七号）第  
二百五十二条の十九第一項の指定  
都市にあつては、当該市又は当該  
市の区とする。）の区域において、

災害救助法（昭和二十二年法律第百八十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかる債権たときには、当該個人向け国債を有する者と、平成二十六年三月十五日までの間の場合に、その買取額は、式の算式で、次により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年三月十五日前までの間の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 ×  $\frac{79.685}{100}$ ) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

(二) 平成二十五年九月十五日前の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )